

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年5月11日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	高松琴平電気鉄道株式会社 高松市栗林町二丁目19番20号																																				
大規模小売店舗の名称及び所在地	コトデン瓦町ビル 高松市常磐町一丁目3番地1外18筆																																				
変更しようとする事項	<p>1. 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>1. 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>開店時刻</th> <th>閉店時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ことでんサービス株式会社</td> <td>午前0時</td> <td>午後12時</td> </tr> <tr> <td>その他テナント</td> <td>午前10時</td> <td>午後8時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(変更後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>開店時刻</th> <th>閉店時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ことでんサービス株式会社</td> <td>午前0時</td> <td>午後12時</td> </tr> <tr> <td>その他テナント</td> <td>午前9時</td> <td>午後9時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「株式会社きむら」が、平成29年6月1日に入店予定。</p> <p>2. 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>時間帯</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ことでん瓦町ビル荷さばき場</td> <td>7:00～20:00</td> <td>図2 全体配置図参照</td> </tr> <tr> <td>コンビニ荷さばき場</td> <td>24時間</td> <td>図2 全体配置図参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>(変更後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>時間帯</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ことでん瓦町ビル荷さばき場</td> <td>6:00～22:00</td> <td>図2 全体配置図参照</td> </tr> <tr> <td>コンビニ荷さばき場</td> <td>24時間</td> <td>図2 全体配置図参照</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開店時刻	閉店時刻	ことでんサービス株式会社	午前0時	午後12時	その他テナント	午前10時	午後8時	名称	開店時刻	閉店時刻	ことでんサービス株式会社	午前0時	午後12時	その他テナント	午前9時	午後9時	施設名	時間帯	位置	ことでん瓦町ビル荷さばき場	7:00～20:00	図2 全体配置図参照	コンビニ荷さばき場	24時間	図2 全体配置図参照	施設名	時間帯	位置	ことでん瓦町ビル荷さばき場	6:00～22:00	図2 全体配置図参照	コンビニ荷さばき場	24時間	図2 全体配置図参照
	名称	開店時刻	閉店時刻																																		
ことでんサービス株式会社	午前0時	午後12時																																			
その他テナント	午前10時	午後8時																																			
名称	開店時刻	閉店時刻																																			
ことでんサービス株式会社	午前0時	午後12時																																			
その他テナント	午前9時	午後9時																																			
施設名	時間帯	位置																																			
ことでん瓦町ビル荷さばき場	7:00～20:00	図2 全体配置図参照																																			
コンビニ荷さばき場	24時間	図2 全体配置図参照																																			
施設名	時間帯	位置																																			
ことでん瓦町ビル荷さばき場	6:00～22:00	図2 全体配置図参照																																			
コンビニ荷さばき場	24時間	図2 全体配置図参照																																			
変更年月日	平成29年5月3日																																				
変更理由	新規テナント入居に伴う施設運営方法の変更のため																																				

2. 届出年月日

平成29年5月2日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成29年5月11日から平成29年9月11日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成29年9月11日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ